

運 行 管 理 規 程

(自動点呼版)

制定 年 月 日

実施 年 月 日

一般貨物自動車運送事業

会 社 名

所属営業所名

運 行 管 理 規 程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対して行う指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

(管理者の選任等)

第2条 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

- 2 選任した管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 3 管理者を選任したとき及び選任した管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。
- 4 管理者を同一営業所に2名以上選任する場合は、その業務を統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命するものとする。
- 5 選任した統括管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

(補助者の選任等)

第3条 運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。

- 2 選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して周知徹底するものとする。
- 3 統括運行管理者又は運行管理者は補助者に対し指導及び監督を行うものとする。
- 4 補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこととする。

(運行管理の組織)

第4条 運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。

- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
- (2) 統括管理者は、担当役員の指示により運行管理業務を統括するものとする。
- (3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
- (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (5) 運行管理の指揮命令の系統は、別添運行管理の組織図のとおりとするものとする。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第5条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。

- 2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならないものとする。

(管理者と補助者の関係)

第6条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示する者とする。

- 2 補助者は、管理者の指導及び監督のもとに、次の各号に掲げる事項について該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示するものとする。
 - (1) 運転者が酒気を帯びている
 - (2) 疾病、疲労その他の理由により安全運転をすることができない
 - (3) 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - (4) 過積載運行
 - (5) 最高速度違反行為
- 3 管理者は、補助者の行った運行管理の補助業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。
- 4 管理者は、補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

(権 限)

第7条 統括運行管理者は、本規程に定める運行管理業務を統括するものとする。

- 2 統括管理者及び管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。
- 3 統括管理者及び管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

(職 務)

第8条 統括管理者及び管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

(酒気を帯びた状態の乗務員の乗務禁止)

第9条 管理者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないものとする。

第3章 業務の処理基準

(選任運転者以外の運転禁止)

第10条 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に事業用自動車を運転させてはならないものとする。

- 2 管理者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）に事業用自動車を運転させてはならないものとする。

(運転者の確保)

第11条 管理者は、運行の安全を確保するために必要な員数の運転者を常に確保し、選任しておくものとする。

- 2 管理者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置するものとする。
- 3 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

(運転者等台帳の作成)

第12条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者等台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

- (1) 作成番号及び作成年月日
 - (2) 事業者の氏名又は名称
 - (3) 運転者等の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入れ年月日及び運転者等に選任された年月日
 - (5) 運転者にあつては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
 - (6) 事故（道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 運転者にあつては、安全規則第10条第2項の規定に基づく指導の実施および適性診断の受診状況
 - (9) 運転者等台帳作成前6ヶ月以内の写真（単独、上三分身、無帽、正面、無背景）の貼付
 - (10) その他必要な事項
- 2 運転者等が転任、退職等により運転者等でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者等でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存すること。

(事故の記録)

第13条 管理者は、当該営業所に属する事業用自動車について事故（道路交通法第72条第1項および自動車事故報告規則第2条の規定による事故をいう。）が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要（障害の程度を含む。）

(7) 事故の原因

(8) 再発防止対策

2 管理者は事故の記録を、当該営業所において3年間保存するものとする。

(乗務員の服務規律の徹底)

第14条 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

(乗務員の指導監督)

第15条 管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止及び荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年8月20日付国土交通省告示第1366号)(以下「指導監督指針という。))に従い実施するものとする。

この場合、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所において3年間保存するものとする。

2 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇入れた者及び高齢(65歳)に達した者については、指導監督指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。(ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号(入院14日以上、医師の治療期間が30日以上 of 傷害等)、第3号(入院14日以上 of 傷害等)又は第4号(医師の治療期間が11日以上 of 傷害等)をいう。)

3 管理者は乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取り扱いについて適切な指導をするものとする。

4 管理者は、運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇入れ前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認し、その結果、事故惹起運転者に該当する場合は、適正診断を受診させ、特別な指導を行うものとする。

(点呼の実施)

第16条 管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものと

2 酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うものとする。

3 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定され

た補助者が行うものとする。

- 4 管理者は、点呼を行うべき総回数の3分の1以上を実施するものとする。
- 5 管理者は、業務前点呼、中間点呼、及び業務後点呼において、運転者に対し酒気帯びの有無及び健康状態について報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示を行うものとする。
- 6 点呼は営業所において行なうことを原則とするが、運行上やむを得ない場合はその限りでない。
- 7 業務前自動点呼・業務後自動点呼を実施する場合は、第20条を適用とする。

(業務前点呼)

第17条 管理者は、業務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号について報告を求め、運行の安全を確保するため、必要な指示をするものとする。

- (1) 原則として、個人別に行うこと。
- (2) 出発の10分程度前までに行うこと。
- (3) 営業所の定められた場所で行うこと。（遠隔地で業務を開始するため所属営業所において対面により実施できない場合については、電話等運転者と直接話ができる手段により行うこと。）
- (4) アルコール検知器により、「酒気帯びの有無」を確認すること。（酒気帯びの有無を確認し酒気帯びが確認された場合、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。）
- (5) 日常点検の実施又はその確認。
- (6) 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察してサービスの適否を決定すること。
- (7) 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
- (8) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして運行の安全に必要な指示及び注意を行うこと。
- (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明証その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、業務記録・運行指示書・行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと。
- (10) その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的

に指示しておくこと。

- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交代するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、対面、電話等の別）
 - (4) 運転者の酒気帯びの有無
 - (5) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - (6) 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
 - (7) 日常点検の結果に基づく運行可否の状況
 - (8) 指示事項
 - (9) その他必要な事項

（業務後点呼）

第18条 管理者は、業務を終了した運転者に対し対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後、速やかに行うものとする。
 - (2) 営業所の定められた場所で行うこと。（遠隔地で乗務を開始するため所属営業所において対面により実施できない場合については、電話等運転者と直接話ができる手段により行うこと。）
 - (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。
 - (4) アルコール検知器の使用により、「運転者の酒気帯びの有無」を確認すること。
 - (5) 安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
 - (6) 業務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。
 - (7) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。
 - (8) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
 - (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、対面、電話等の別）

- (4) 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号）
 - (5) 運転者の酒気帯びの有無
 - (6) 車両、道路及び運行の状況
 - (7) 交替運転者に対する通告
 - (8) その他必要な事項
- 3 管理者は、業務後の点呼の結果、必要事項を関係者に通知又は適切な指示をし、適切な処理をするものとする。

（中間点呼）

- 第19条 管理者は、業務前点呼及び業務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、アルコール検知器の使用による「酒気帯びの有無」の確認及び疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることが出来ないおそれの有無の確認について報告を求め、車両の運行の安全を確保するために必要な指示をするものとする。
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うものとする。
- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（アルコール検知器の使用の有無、対面、電話等の別）
 - (4) 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号）
 - (5) 運転者の酒気帯びの有無
 - (6) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - (7) 指示事項
 - (8) その他必要な事項
- 3 前項の運行の業務を行う場合は、運行指示書を作成し、これに基づき運転者に運行の経路、安全上の注意箇所、休憩地点・時間等について指示するとともに当該運行指示書を携行させなければならないものとする。
- 4 管理者は、業務後の点呼の結果、必要事項を関係者に通知又は適切な指示をし、適切な処理をするものとする。

（業務前自動点呼・乗務後自動点呼）

- 第20条 営業所の運行管理者等は、当該営業所に所属する乗務員等に対し、国土交通大

臣が定める「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」の要件を満たし、国土交通省の認定を受けた機器（以下「業務前自動点呼機器」という。）を用いて、営業所、車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設等において、運輸支局に届け出た範囲内で、業務前自動点呼を実施できるものとする。

2 第1項により「業務前自動点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 乗務員等は、業務前自動点呼について認められた実施場所（業務前自動点呼実施営業所又は車庫、事業用自動車の車内、待合所、宿泊施設等）において、管理者が設置する「業務前自動点呼機器」を使用し、「業務前自動点呼」を受けるものとする。
- (2) 管理者は、「業務前自動点呼機器」の使用方法、故障時の対応その他必要な事項について、補助者及び乗務員等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うものとする。
- (3) 管理者は、「業務前自動点呼機器」を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持するとともに、業務前自動点呼が認められた実施場所以外で行われることを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 管理者は、乗務員等ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を「業務前自動点呼機器」に入力するとともに、その実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止するものとする。
- (5) 業務前自動点呼の内容は、第17条に定める業務前点呼に準じて実施し、運行の安全を確保するため必要な指示及び指導を行うものとする。
- (6) 管理者は、乗務員等の識別に必要な生体認証符号等及び健康状態に係る測定結果等を取り扱う場合は、あらかじめ対象となる乗務員等の同意を得るものとする。
- (7) 業務前自動点呼の実施結果については、第17条第2項各号に掲げる事項に準じて具体的に記録し、当該乗務員等が所属する営業所において保存するものとする。また、乗務員等のアルコール検知器使用時の静止画又は動画、事業用自動車の車内、待合所、宿泊施設等の場所において業務前自動点呼を実施する場合は、乗務員等が点呼を受けた場所についても記録し、保存するものとする。
- (8) 管理者は、乗務員等が運行に必要な携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備するものとする。
- (9) 管理者及び乗務員等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、乗務員等から管理者に対し、速やかに報告するものとする。
- (10) 乗務員等が酒気を帯びていることが確認された場合は、管理者が当該乗務員等

の状態を確認し、運行の中止その他適切な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。

(11) 業務前自動点呼機器により、乗務員等が疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合は、管理者が当該乗務員等の状態を確認し、運行の中止その他適切な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。

(12) 日常点検の結果に異常が認められた場合は、管理者が適切な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。

(13) 特定自動運行保安員に対して業務前自動点呼を行う場合において、特定自動運行事業用自動車による運行を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果に異常が認められた場合は、管理者が適切な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。

(14) 業務前自動点呼を実施する予定時刻から、管理者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、管理者が適切な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。

(15) 業務前自動点呼機器の故障、通信障害その他の事由により業務前自動点呼を行うことが困難となった場合は、当該業務前自動点呼を受ける乗務員等が所属する営業所の管理者等による対面点呼その他実施が認められている点呼を行う体制を整備するものとする。

(16) 業務前自動点呼を実施する場合は、乗務員等が所定の場所で業務前自動点呼を受けていることを、業務前自動点呼の実施中又は終了後に、静止画又は動画により確認するものとする。

(17) 乗務員等が業務前自動点呼のみを受け、当該乗務員等が所属する営業所の管理者と長期間にわたり対面しない場合は、1か月に1回程度、管理者が当該乗務員等と対面等により直接会話し、健康状態を把握するとともに、必要な指導及び監督を行うものとする。

(18) 業務前自動点呼に関し、本条に定めのない事項については、関係法令、国土交通省が定める業務前自動点呼に関する基準及び認定された業務前自動点呼機器の使用条件等によるものとする。

3 「業務前自動点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、「業務前自動点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出すること。これを変更しようとするときは事前に、又は終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。

4 営業所の運行管理者等は、当該営業所に所属する乗務員等に対し、国土交通大臣が定める「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定

める告示」の要件を満たし、国土交通省の認定を受けた機器（以下「業務後自動点呼機器」という。）を用いて、営業所、車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設等において、運輸支局に届け出た範囲内で、業務後自動点呼を実施できるものとする。

5 第4項により「業務後自動点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 乗務員等は、業務後自動点呼について認められた実施場所（業務後自動点呼実施営業所又は車庫、事業用自動車の車内、待合所、宿泊施設等）において、管理者が設置する「業務後自動点呼機器」を使用し、「業務後自動点呼」を受けるものとする。
- (2) 管理者は、「業務後自動点呼機器」の使用方法、故障時の対応その他必要な事項について、補助者及び乗務員等その他の関係者に対し、適切に教育及び指導を行うものとする。
- (3) 管理者は、「業務後自動点呼機器」を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持するとともに、業務後自動点呼が認められた実施場所以外で行われることを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 管理者は、乗務員等ごとに、あらかじめ業務後自動点呼の実施予定を「業務後自動点呼機器」に入力するとともに、その実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止するものとする。
- (5) 業務後自動点呼の内容は、第18条に定める業務後点呼に準じて実施し、乗務員等から必要な報告を受け、運行の安全を確保するため必要な指示及び指導を行うものとする。
- (6) 管理者は、乗務員等の識別に必要な生体認証符号等を取り扱う場合は、あらかじめ対象となる乗務員等の同意を得るものとする。
- (7) 業務後自動点呼の実施結果については、第18条第2項各号に定める業務後点呼の記録事項に準じて具体的に記録し、当該乗務員等が所属する営業所において保存するものとする。また、乗務員等のアルコール検知器使用時の静止画又は動画、事業用自動車の車内、待合所、宿泊施設等の場所において業務後自動点呼を実施する場合は、乗務員等が点呼を受けた場所についても記録し、保存するものとする。
- (8) 管理者は、乗務員等が業務終了後に携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備するものとする。
- (9) 管理者及び乗務員等の間で早急に報告する必要がある事項については、業務後自動点呼の実施にかかわらず、乗務員等から管理者に対し、速やかに報告するものとする。
- (10) 乗務員等が酒気を帯びていることが確認された場合は、管理者が当該乗務員

等の状態を確認し、必要な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。

- (11) 業務後自動点呼を実施する予定時刻から、管理者があらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、管理者が適切な措置を講ずることができる体制を整備するものとする。
- (12) 業務後自動点呼機器の故障、通信障害その他の事由により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合は、当該業務後自動点呼を受ける乗務員等が所属する営業所の管理者等による対面点呼その他実施が認められている点呼を行う体制を整備するものとする。
- (13) 業務後自動点呼を実施する場合は、乗務員等が所定の場所で業務後自動点呼を受けていることを、業務後自動点呼の実施中又は終了後に、静止画又は動画により確認するものとする。
- (14) 業務後自動点呼において、乗務員等から、事業用自動車、道路及び運行の状況、事故又は異常の有無その他必要な事項について報告を受け、必要な確認及び指示を行うものとする。
- (15) 業務後自動点呼において、交替する乗務員等がある場合は、必要な事項について当該乗務員等に対する通告が適切に行われたことを確認するものとする。
- (16) 乗務員等が業務後自動点呼のみを受け、当該乗務員等が所属する営業所の管理者と長期間にわたり対面しない場合は、1か月に1回程度、管理者が当該乗務員等と対面等により直接会話し、健康状態を把握するとともに、必要な指導及び監督を行うものとする。
- (17) 業務後自動点呼に関し、本条に定めのない事項については、関係法令、国土交通省が定める業務後自動点呼に関する基準及び認定された業務後自動点呼機器の使用条件等によるものとする。

- 6 「業務後自動点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、「業務後自動点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出すること。これを変更しようとするときは事前に、又は終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。

(点呼記録の保存)

第21条 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

(アルコール検知器の有効保持)

第22条 管理者は、点呼時において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転

者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行い、次の各号に掲げる事項により常時有効に保持するものとする。

- (1) アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づき、使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し故障していないものを使用すること。
- (2) 運転者の出発前に、アルコール検知器に電源が確実に入るか毎日確認すること。
- (3) 運転者の出発前に、アルコール検知器に損傷がないか毎日確認すること。
- (4) 確実に酒気を帯びていない者が、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないか毎日（少なくとも週1回以上）確認すること。
- (5) 洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知するか毎日（少なくとも週1回以上）確認すること。

（過労防止の処置）

第23条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき事業用自動車に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13年8月20日付国土交通省告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。

- 2 管理者は、乗務員の休憩、又は睡眠に必要な施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。
- 3 管理者は、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないものとする。
- 4 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。
- 5 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
- 6 特別積合わせ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行

い、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした業務に関する基準（以下「業務基準」という。）を定め、かつ、業務基準の遵守について乗務員に対する適切な指導監督をするものとする。

(1) 主な地点間の運転時間及び平均速度

(2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間

(3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間

7 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息時間を除く）は144時間を越えないこと。

（業務の記録）

第24条 管理者は、業務の記録のため乗務員ごとに、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって業務基準のとおり運行した場合は、(3) から (5) については、業務基準どおりに運行した旨を記入すればよいものとする。

(1) 運転者等の氏名

(2) 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）

(3) 業務の開始及び終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点及び乗務した距離

(4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時

(5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時

(6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の積載状況

(7) 荷主（貨物自動車運送事業法第64条各号に掲げる者を含む。以下同じ）の都合により集荷又は配達を行った地点（以下「集荷地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

① 集荷地点等

② 集荷地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

③ 集荷地点等に到着した日時

④ 集荷地点等における積み込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

⑤ 集荷地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施

した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

⑥集荷地点等から出発した日時

- (8) 集荷地点等で、当該貨物自動車運送事業者が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上ある場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（前号に該当する場合にあっては、①及び②に掲げる事項を除く。）

①集荷地点等

②荷役作業等の開始及び終了の日時

③荷役作業等の内容

④①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨

- (9) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因

- (10) 運行の途中において、運行指示書の携行が必要な業務を行うことになった場合には、その指示内容（変更日時、場所及び指示者名等を含む。）

- (11) その他記録するよう指示された事項

2 管理者は、前項の記録（以下「業務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。

3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を業務記録に記録させるものとする。

4 管理者は、業務記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行記録計による記録）

第25条 次の車両には、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項各号に掲げる基準に適合する運行記録計を備え付け、この運行記録計により運行状況を記録するものとする。

- (1) 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- (2) 前号の車両に該当する、被けん引自動車をけん引する、けん引自動車である事業用自動車
- (3) 前2号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

- 2 管理者は、運行記録計を備え付けた車両に運転者が業務した場合は、業務前点呼の際に前条の業務記録の用紙の他に運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、業務後点呼の際に次の各号に掲げる事項を記載させて提出させるものとする。

ただし、デジタル式の運行記録計を備える場合にあってはその限りでない。

- (1) 運転者の氏名
 - (2) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号（社内呼び記号）
 - (3) 業務の開始と終了の地点および日時と主な経過地点ならびにし業務した距離
 - (4) その他必要事項
- 3 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
- 4 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務つけられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。
- 5 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行指示書による指示等）

第26条 管理者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない業務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及び運転者に携行させるものとする。

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る）
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替地点（運転又は業務の交替がある場合に限る）
 - (7) その他の運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、前項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させるものとする。
- 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の

運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うものとする。

- 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存しておくものとする。

(事故発生時の措置)

第27条 管理者は、乗務員に対して事業用自動車の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
- (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
- (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。

- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。

- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
- (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
- (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
- (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること。
- (5) 貨物の保全を期すること。
- (6) 重大な事故のときは直ちに上司に報告し、その措置について指示を受けること。
- (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打合わせること。

- 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。

- 4 管理者は、事故発生の都度、自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告すること。又、速報に該当するものは24時間以内に事故速報を電話等により運輸監理部長又は運輸支局長に対して行うこと。

(事故防止対策)

第28条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するも

のとする。

- (1) 事故(軽微な事故を含む。)については、その内容、原因等を記録して資料(カラー写真等)を整理しておくこと。
- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報(ラジオ、テレビによる情報、事故統計事故警報その他)を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする。
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講ずること。

(異常気象時等の措置)

第29条 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生じるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機等との連絡体制を確立しておくこと。
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機中止等、所定の措置を講ずること。
- (4) 運転者との緊急連絡体制を確立しておくこと。
- (5) 雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤメーカーの推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていることや滑り止めの措置が講じられていることの確認を行うこと。

(講 習)

第30条 管理者は2年ごとに基礎講習又は一般講習(新たに選任された管理者であって、基礎講習を受講していない場合は、基礎講習)を受講するものとする。

2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の事項に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならない。

- (1) 車両に関すること。
- (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
- (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
- (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害の物理・化学的性状及び取扱いに関すること。
- (5) 運転者の健康管理に関すること。
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。

- (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
- (9) 気象情報に関すること。
- (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
- (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
- (12) 道路交通関係の法令に関すること。
- (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (14) その他必要な知識（関係法令等）

（危険物等の輸送上の措置）

第31条 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について、安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡を取り、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

（保安基準緩和車両等の運行上の措置）

第32条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を講ずるものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

附 則

（実施の期日）

本規程は、 年 月 日から実施する。

(別 表)

運行管理者の選任者数（第2条関係）

事業用自動車の車両数 (被けん引車を除く)	運行管理者
29両まで (運行車+運行車以外)	1人以上
30両～59両まで (運行車+運行車以外)	2人以上
60両～89両まで (運行車+運行車以外)	3人以上
90両～119両まで (運行車+運行車以外)	4人以上
120両～149両まで (運行車+運行車以外)	5人以上
150両～179両まで (運行車+運行車以外)	6人以上
180両～209両まで (運行車+運行車以外)	7人以上
210両～239両まで (運行車+運行車以外)	8人以上

以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。

(注) 運行車とは、特別積合せ貨物運送に供する事業用自動車をいう。

(別 添)

運行管理の組織図

(組織図 例)

